

りーりお ながさき

2016
1 月号
vol.4

発行所：一般社団法人長崎市ひとり親家庭福祉会

事務所：長崎市中町 1-33 TEL.095-828-1470 FAX.095-828-1476

U R L : <http://www.nagasaki-boshikai.jp>

E-mail : info@nagasaki-boshikai.jp

夏休み学習教室

長崎大学のお兄さんに勉強を教えてもらったよ
とっても、わかりやすく楽しかった！



お仕事探検隊

長崎新聞社で新聞ができるまでを見学してきたよ！
新しい大きい機械が入っていて、色々な作業があって、びっくりする事ばかりだったよ！



エール講座・セミナー(パソコン・医療事務・就職支援)

諫早でのPC講座、松浦での医療事務講座で色々な事を学び、資格取得に向けてがんばりました。
就職支援セミナーでは、企業の面接担当者との模擬面接等、緊張したけど…ためになりました。



赤い羽根共同募金

赤いハッピーを着て、次の町アーケードで毎年恒例の募金活動を行いました。
毎年ご協力してくださる会員の皆様有難うございました！



伊王島バスハイク

みんなで、温泉に入ったり遊んだり、ランチバイキングを食べたり楽しかったよ、来年はどこにいくか楽しみ！

長崎県社会福祉協議会会長表彰

平成27年11月17日(火)本理事の岩崎マサ子氏(79歳)が社会福祉団体での15年以上の功績により、長崎県社会福祉協議会の会長表彰を授与されました。おめでとうございます。



代表で表彰を受ける岩崎マサ子氏

新年のご挨拶



理事長 福地 照子

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、お健やかに初春をお迎えることとお慶び申し上げます。

さて、昨年諫早市、松浦市を中心に各種講習会を開催しました「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）」事業も、相談・就業支援・法律相談等、順調に展開し、特に若年母子の方には、将来を見据えた仕事探しのため国の支援施策を大いに活用されることをお勧めしています。早速今年1月17日より島原市でパソコン講座を開設します。

また、最近子どもの貧困が問題となっておりますが、この新たな子どもの貧困対策として国は児童扶養手当の第2子以降の支給額を来年8月分から引き上げることを決定いたしました。

長年にわたり私達全母協連合会が国に要望書で訴えてきた声を政党の方が拾って下さったお蔭であります。

他にもひとり親家庭の支援がいろいろと強化されています。今こそ、私達は母子福祉の原点であります「我が幸はわが手で！」の精神を見つめ直し明るい未来のため、母子・父子そして寡婦が共に力を合わせ一致団結していきましょう。

本年もご支援ご協力よろしく願ひ申し上げます。

皆様におかれまして、健康で幸多き一年となりますことを祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

●お仕事探検隊【地方裁判所】

裁判官のガウンを着て椅子に座ったり、裁判の流れを聞いたり、楽しい体験ができます。



日 時：3月29日(火)
10時～

場 所：長崎地方裁判所

対 象：小学生以上

イベント
情報

●面会交流支援事業研修

面会交流支援事業の支援員研修を開催します。
支援の内容としては、下記3点になります。

- (1) お子さんと同居されている親、同居されていない親双方と面談を行い、面会交流についての考え方や条件を調整します。
- (2) 調整が出来たら、実際の面会交流の実施場所、日時、実施方法について決めます。
- (3) 実際の面会交流に立ち会います。

対 象：支援員希望者

日 時：平成28年3月6日(日) 13:00～16:00

場 所：長崎市立図書館 研修室3、4

※イベント申込は、本会事務局へ電話およびメールにてお願いします。

無料

特別法律相談会を開催します。

【内 容】 ひとり親および寡婦の方を対象に、養育費、親権、財産分与、慰謝料、借金の問題などを解決するための個別法律相談会を開催します。お仕事帰りなどに相談に来られる時間に設定しています。

事前予約制。まずは、お電話いただき相談内容をお伺いした上でご予約を頂きます。

【対 象】 ひとり親家庭の母・父および寡婦

【定 員】 各会場 5名

【時 間】 18:30～21:00《お一人様 30分》

【託 児】 無料にてお預かりします。

平成28年 2/18(木) 諫早市民センター 第3講座室
諫早市東小路町8-5

平成28年 2/25(木) 長与町老人福祉センター 会議室
西彼杵郡長与町嬉里郷431-1

平成28年 2/24(水) 時津東部コミュニティセンター 会議室
西彼杵郡時津町浜田郷520-12

YELLながさき（長崎県ひとり親家庭等自立促進センター）

〒852-8108 長崎市川口町13-1

長崎西洋館2F 長崎県総合就業支援センター内

TEL: 095-813-0800/FAX: 095-848-1112【担当】松尾・濱崎

E-mail: yell@nagasaki-shi-boshikai.jp/

ホームページ: <http://www.yell-nagasaki.jp>

ひとり親家庭の就職促進活動

11月5日(木)長崎ロータリークラブの例会にて、本会の活動およびひとり親家庭の就労支援・助成金や法制度の卓話を行いました。

例会に出席された70名の企業等の役員の皆様におかれましては、本当に熱心に聴いていただき、ひとり親家庭の現状や就労支援の必要性についてご理解いただきました。

今後、一人でも多くのひとり親家庭の採用につながる事と思います。



子どものための面会交流※～子どもの健やかな成長のために

「面会交流」とは、夫婦が離婚などにより離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つことをいいます。

では、「面会交流」をスムーズに行うために、実際にどのようなことを取り決めればよいのでしょうか…。

面会交流のためのルール作り

■頻度と時間

●会う頻度 月〇回（第〇 〇曜日）

●面会時間 （〇年（歳）までは 〇時間、〇年（歳）からは 〇時間）

※月に〇回とするのが一般的です。たとえば、第2土曜日などと決めておくとお互い予定が組みやすいので長続きしやすくなります。また、1回の面会時間を決めておきます。子どもが小学校低学年ぐらいまでは2時間程度、それ以降は半日から1日の取り決めが多いようです。

■場所

●どこで会うか決めたか ●行ってはいけない場所はあるか

■子どもの受渡し方法

●どこで子どもを受渡すか、送り迎えはどうするのか

●遠距離の場合の交通費はどちらが負担するのか

●お小遣いやプレゼントについてのルールは決めたか（金額、事前に了承を得るなど）

■特別な行事や特別な日

●子どもの入園、卒園、入学、卒業式、運動会、クラブ活動の応援などに参加してもよいのか

●誕生日やクリスマスなどの特別な日はどうするのか

■間接的な交流の方法

●子どもに電話やメールをしてもよいのか、手紙を送ってもよいのか

■予定変更の連絡の取り方

●急な予定変更や病気やけが等で行けなくなった場合の連絡先や振替日等は決めたか

■取り決めに違反した場合

●取り決めに違反した場合、面会を制限するなどの罰則をどうするか

■その他

●子どもが何か頼んできた場合 ●宿泊の可否 ●連絡方法…など



安心して面会交流ができるよう、上記のようなルールを定めて書面化しておくことが安心です。また、子どもの年齢や気持ちを考えたうえできちんと説明することも必要です。

その他、注意してほしいこと

■勝手な判断でルール違反をしない

面会交流においては、帰宅時間に遅れたり、会うだけだと思っていたら「泊まりたい」と言い出すなど、予定外のことが起こる可能性があります。このような場合、自分勝手に判断しルール違反をしてしまうとトラブルの元になります。面会交流を続けていくためにも必ず相手に承諾を得るようにしましょう。

■面会交流の要求に応じてもらえない

面会交流を拒否することは、子に悪影響を与える特別の事情でもない限り許されません。そのような事情がないにもかかわらず面会交流に応じてもらえない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをすることになります。



■面会交流を制限されるケース

面会交流が子どもの福祉と利益に反し、子どものためにならない場合には制限されることがあります。例えば、面会交流についてルール違反した時、子どもへの暴力や連れ去りのおそれがある、子どもが面会を拒んでいる、約束を守らず勝手に子どもと会ったなどが考えられます。

■まとめ

面会交流は子どものために行われるものです。難しいことだとは思いますが、夫婦の関係とは別に子どもの父と母という立場に気持ちを切り替えてみてください。そして、子どもの気持ちを最優先に考え面会のためのルールを話し合ってください。より良い親子の交流が実現できるよう願っています。

※平成24年4月1日より民法が改正され、離婚をする際に、子供の面会交流と養育費について夫婦間で取り決めを行うことが明記されました。

本会では、平成28年4月1日より、面会交流の支援事業を開始することを予定しています。

子育て支援センター「ぴっぴ」



三和行政センターにあります。子育て支援センターは、家庭で育児をしている保護者、特にお母さんの子育ての負担軽減、息抜き、相談の場として「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる地域に密着した施設です。ぜひ遊びに来てください。

対象者：就学前児童（概ね3歳未満） およびその家族

開設日：月曜日～土曜日（日・祝・年末年始は休館）

開設時間：10時～16時（スタッフ常駐）



《お知らせ》

日頃より本会の運営につきましては、ご協力いただきありがとうございます。

◎公立保育所に調理員を派遣しています。

料理が好きで、希望される方は履歴書を添えて申し込んで下さい。

随時調理員の登録受付をしています。

◎市民プール食堂でパートを募集します。

夏休み期間中です。希望の方はご連絡下さい。
※来年度希望の方も登録お待ちしております。

◎会員を募集します。

当会では、会員の皆様とご一緒に、年間いろいろな行事を開催しています。あなたもお子様と一緒に参加しませんか？

楽しく身になる講座やバスハイクなど、行事が盛り沢山です。

年会費 1,200円

会員の人数が本会の力となり、ひとり親家庭のためのさまざまな制度の成立と充実の基盤になります。27年度の会費納入をよろしくお願い致します。

事務局 長崎市ひとり親家庭福祉会
TEL 095-828-1470

行事予定

【平成28年度】

1月	●子育て支援センター会議 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●島原PC講座(1～3月) ●自立支援センターケース会員
2月	●理事会 ●法律相談(諫早・長与・時津) ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●親子でスマイルストリート ●自立支援センターケース会員
3月	●理事会 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●面会交流支援事業研修 ●子育て支援センター会議 ●自立支援センターケース会員
4月	●市立保育所調理業務契約 ●三和地区子育て支援センター「ぴっぴ」運営受託 ●母子家庭等日常生活支援事業(生活援助・子育て支援)受託 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●自立支援センターケース会員
5月	●理事会 ●長崎市ひとり親家庭福祉会定期総会 ●親子でふれあい講座 ●子育て支援センター会議 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●自立支援センターケース会員
6月	●市民プール食堂開始 ●親子でふれあい講座 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●自立支援センターケース会員

●三役会毎月随時開催

●子育て支援センター「ぴっぴ」運営会議 毎月開催

●各地区での「ひとり親生活支援事業」の実施
(東部、西部、南部、北部、中央)

●県内フリーマーケット随時参加



ひとり親家庭等日常生活支援事業

支援員さんを募集しています！

ひとり親家庭・寡婦（かつて母子家庭であった方）の方を対象に、一時的に家事や育児が困難になった場合に資格等（ヘルパー・介護福祉士・看護士・保育士・幼稚園教諭、または子育て研修修了者）を有する支援員が日常生活をサポートする事業です。

上記の資格のいずれかをお持ちの方、有償ボランティアとして活動してみませんか？

みなさまのご応募お待ちしております。



賛助会員募集

本会は会員みなさまによって、その活動が支えられています。みなさまのご協力を糧に、人と人との繋がりを大事にしながら人の輪(和)を拡げ、ひとり親を支援する活動を展開しています。活動趣旨にご賛同いただき、ご協賛いただける個人、団体、企業を問わず、みなさまの会員としてのご参加を心よりお待ちしております。

会費

賛助会員(個人)

1口 1,200円/年

賛助会員(団体、企業、個人)

1口 3,000円/年

※この機関紙は共同募金の配分金で作成されております。

※毎年10月2日、旧大丸前にて街頭募金をしています。ご参加下さい。

